

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

- 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一四
- 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 一五

### 告示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一四
- 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件 一四
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一五

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 一五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一五
- 随意契約の相手方を決定した件 一五

## 規則

### 福島県議会

○政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程 一五

### 福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 一五

### 福島県警察本部

○一般競争入札を行う件 一五

### 福島県人事委員会

○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 一五

○選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件 一五

### 正誤

○平成十九年五月十一日付け定例第千八百七十四号中 一五

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月五日

### 福島県規則第八号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年福島県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(昭和三十二年法律第二十六号)」の下に「第八条の四第一項の上場株式等に係る配当所得の金額、同法」を加える。

福島県知事 佐藤 雄平

様式第三号中

課	分	
	雑所得	雑所得
土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得		
先物取引に係る事業所得及び雑所得		

課	分	
	短期譲渡所得	長期譲渡所得
土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		



を

に改める。

課 税			
株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得	上場株式等に係る配当所得	先物取引に係る事業所得及び雑所得	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第九号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則(昭和三十五年福島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(一)中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し、」に改め、同表の一の二の(二)中「二、三六六、〇〇〇円」を「二、四〇四、〇〇〇円」に改め、同表の三の1中「喪失」を「喪失し、」に改め、同表の三の3の(一)中「一七、三〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三三、三〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「五〇、五〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三七、五〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、三〇〇円」に、「六〇、五〇〇円」を「六一、三〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、八〇〇円」に改め、同表の六の1中「半壊又は半焼し」を「半壊し、又は半焼した者であつて」に、「者」を「もの又は大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であるもの」に改め、同表の六の2中「五一〇、〇〇〇円」を「五二〇、〇〇〇円」に改め、同表の七の1中「全壊、全焼」を「全壊し、全焼し、」に改め、同表の八の1中「喪失」を「喪失し、」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二一、九〇〇円」を「二三、六〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一七、二〇〇円」を「一七、一〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「一七、八〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「一六、〇〇〇円」を「一五、六〇〇円」に改め、同表の一の1の(五)中「一六、九〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「一六、二〇〇円」を「一五、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(七)及び(八)中「一五、一〇〇円」を「一四、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十二年三月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヨークベニマル日和田店 福島県郡山市日和田町字前田十九番の一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
 名称 株式会社ヨークベニマル  
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興  
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 名称 株式会社ヨークベニマル  
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興  
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十二年十月二十四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二千十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 九十三台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 五十八台
  - 3 荷さばき施設的位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 九十二平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
    - (一) 位置 別紙図面のとおり

- (二) 容量 十二立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) 開店時刻 午前九時
    - (二) 閉店時刻 午後十一時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
  - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (一) 数 二か所
    - (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後九時まで
- 七 届出年月日  
 平成二十二年二月二十三日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

福島県告示第百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的  
 牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生の予防
- 二 実施する区域
  - 1 福島市（飯野町の区域を除く。）、伊達市（霊山町の区域に限る。）、川俣町、郡山市（逢瀬町、三穂田町、大平町及び田村町の区域に限る。）、石川町、平田村、浅川町、古殿町、西郷村、喜多方市（塩川町の区域を除く。）、下郷町、南会津町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町及びいわき市（瀬戸町、高倉町、勿来町及び田人町の区域に限る。）の各区域
  - 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
    - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
    - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
    - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
    - 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日  
 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島

五 県家畜保健衛生所長の指示する日  
 検査の方法  
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法  
 （畜産課）

福島県告示第百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 平成二十二年三月五日  
 福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的  
 馬伝染性貧血の発生の予防  
 二 実施する区域  
 県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上以上の馬であつて、過去一年の間に一の目的に係る検査を受けていないものうち次に掲げるもの  
 1 家畜市場に出場する軽種馬  
 2 県外に移出する馬  
 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬  
 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬  
 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬  
 6 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の規定による競馬に出場する馬  
 7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日  
 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法  
 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法  
 （畜産課）

福島県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 平成二十二年三月五日  
 福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 平成二十二年三月五日  
 福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

福島県知事 佐藤雄平

馬伝染性子宮炎の発生の予防  
 二 実施する区域  
 県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 交配のため県外に移出する馬  
 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

（畜産課）

福島県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 平成二十二年三月五日  
 福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

急速凝集反応法

（畜産課）

福島県告示第百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
 平成二十二年三月五日  
 福島県知事 佐藤雄平

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百二十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越冬していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験及びゲル内沈降反応)

(畜産課)

福島県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥(以下「家きん」という。)を百羽以上(だちょうにあつては十羽以上。)飼養している箇所であつて福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応)

(畜産課)

福島県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上(十四頭に満たない場合は、全頭)

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

既知のオーエスキー病抗体陽性農場にあつては抗体識別酵素免疫測定法、これ以外の農場にあつてはラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

(畜産課)

福島県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

公 告

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 実施の目的  
牛海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円

- 三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

- 四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

- 五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画道路事業

平線

- 三 事業認可の年月日 平成五年三月五日

- 四 事業施行期間（変更前）平成五年三月五日から平成二十二年三月三十一日まで

- （変更後）平成五年三月五日から平成二十五年三月三十一日まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第百五十二号）の事業地のうち平南白土字広町、字

古宿及び平北白土字ネキ内地区において事業地を変更する。

使用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十七年福島県告示第百五十二号）の事業地に平南白土字古宿及び平北

白土字ネキ内を加える。

（まちづくり推進課）

公告第八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日

平成二十二年二月十七日

- 二 名称

特定非営利活動法人日本農産業創生

- 三 代表者の氏名

前田 隆

- 四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市菜根屋敷四百十八番地の一 五百測ハイコーポ百十二号

- 五 定款に記載された目的

この法人は、「農産物生産者及び販売者等々」に対して、低温乾燥加工に関する事業提案を図り、無駄の無い生産と販売及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日

平成二十二年二月二十三日

- 二 名称

特定非営利活動法人EARTHBOOK

- 三 代表者の氏名

生尾 学

- 四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市湖南町舟津字太田道下三千二百四十五番地一

- 五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者、知的障害者、身体障害者の自立の促進として、障害者自立支援法のもと、就労支援を行い、それに付随して地域との交流を目的とする事業を行い、家族の負担軽減を図り、一人一人が地域で安心して快適な生活が出来るような地域ぐるみの福祉に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第89号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年3月5日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
平成21年度第2期うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年12月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本コムシス株式会社 東京都品川区東五反田二丁目17番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
100,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年11月17日
- 8 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当  
(入札用度課)

**福島県議会**

**福島県議会告示第一号**

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月五日

福島県議会議長 佐藤 憲 保

**政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程**

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（昭和三十三年法律第二十六号）」の下に「第八条の四第一項の上場株式会社等に係る配当所得の金額、同法」を加える。

第七條三行中

分	課		税
	短期譲渡所得	長期譲渡所得	
土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得			
短期譲渡所得			
長期譲渡所得			
株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
先物取引に係る事業所得及び雑所得			

分	課		税
	短期譲渡所得	長期譲渡所得	
土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得			
短期譲渡所得			
長期譲渡所得			
株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
上場株式等に係る配当所得			



林ノ北、字八坦、字林ノ前、字林ノ東、字笹ノ台、字仁池向、字御十日、字針生  
金細、字堀切西、字牛道、安禰町のうち荒井、字柴宮東

別表第1須賀川警察署の部駅前交番の項中「池下」を削り、「守谷館」を「守谷館」  
に改め、同部西袋交番の項中「のうち」の次に「池下、」を、「森宿」の次に「吉美  
根」を加え、同表いわき中央警察署の部常磐地区幹部交番の項を削る。  
別表第2福島警察署の部に次のように加える。

山木屋駐在所	伊達郡川俣町	伊達郡川俣町のうち大綱木、小綱木、山木屋
--------	--------	----------------------

別表第2福島北警察署の部に次のように加える。

伊達崎駐在所	伊達郡桑折町	伊達郡桑折町のうち大字伊達崎、大字上郡（字仲丸、 字内記を除く。）、大字下郡
藤田駐在所	伊達郡国見町 大字藤田	伊達郡国見町のうち大木戸駐在所の所管区を除く全 城
大木戸駐在所	伊達郡国見町 大字高城	伊達郡国見町のうち大字石母田、大字大木戸、大字 貝田、大字川内、大字光明寺、大字高城、大字西大 枝

別表第2桑折警察署の部及び川俣警察署の部を削り、同表郡山北警察署の部に次のよ  
うに加える。

岩根駐在所	本宮市岩根	本宮市のうち荒井、岩根、関下
白沢駐在所	本宮市糠沢	本宮市のうち和田、糠沢
白岩駐在所	本宮市白岩	本宮市のうち白岩、長屋、稲沢、松沢
大玉駐在所	安達郡大玉村	安達郡大玉村

別表第2本宮警察署の部を削り、同表三春警察署の部を次のように改める。

田村警察署	滝根駐在所	田村市滝根町	田村市のうち滝根町
	大越駐在所	田村市大越町	田村市のうち大越町

都路駐在所	田村市都路町	田村市のうち都路町
常葉駐在所	田村市常葉町	田村市のうち常葉町
瀬川駐在所	田村市船引町 新館	田村市のうち船引町（北鹿又、長外路、 門鹿、大倉、新館、石沢に限る。）
移駐在所	田村市船引町 上移	田村市のうち船引町（上移、北移、南 移、中山、横道に限る。）
七郷駐在所	田村市船引町 門沢	田村市のうち船引町（門沢、柵山、永 谷、遠山沢、堀越に限る。）
栗田駐在所	田村市船引町 栗田	田村市のうち船引町（栗田、笹山、荒 和田、成田に限る。）、田村郡三春町 のうち大字青石、大字美沢、大字富沢、 大字熊耳、大字南成田、大字北成田、 大字庄司
中郷駐在所	田村郡三春町 大字柴原	田村郡三春町のうち字沼之倉、字永作、 桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘 三丁目、桜ヶ丘四丁目、大字滝、大字 柴原、大字込木、大字築内、大字芹ヶ 沢、大字貝山、大字蛇沢、大字春田、 大字狐田、大字過足、大字根本、大字 樋渡、大字蛇石、大字春沢
中妻駐在所	田村郡三春町 大字下舞木	田村郡三春町のうち大字山田、大字上 舞木、大字下舞木、大字鷹巣、大字沼 沢、大字斎藤、大字西方
夏井駐在所	田村郡小野町 大字夏井	田村郡小野町のうち大字雁股田、大字 夏井、大字南田原井、大字湯沢、大字 塩庭、大字上羽出庭、大字和名田
飯豊駐在所	田村郡小野町 大字飯豊	田村郡小野町のうち大字飯豊、大字吉 野辺、大字浮金、大字小戸神、大字小 野山神

別表第2小野警察署の部を削り、同表会津若松警察署の部に次のように加える。

会津本郷駐在所	大沼郡会津美里町字北川原	大沼郡会津美里町のうち字本郷村西、字旱泥、字大道上、字縮ノ廻、字荒井、字権現堂、字山道上、字清水台、字川原町、字本郷前川原、字三本松、字上村東、字宗願町、字上村南、字上村西道上、字上村西道下、字中樋、字上野川原、字駅前、字堰下、字新町、字家西、字本屋敷、字竹原、字黒川内、字荒井前、字近右エ門田、字下川原、字北川原、字上村北、字思堀向、字広面、字山道下、字倉田、字横堀下、字御用地、字新用地、字惣印東、字惣印南、字本郷千苅、字宮後、字小松前、字本郷中川原道上、字狐代、字中川原向、字本郷中川原道下、字大道下、字崩差、字思堀、字黒川、字本郷道上、字川原町北、字杉、福重岡、氷玉、大石、徳馬、字本郷道東、字本郷道西、字延命寺前、字丸山北、字寺ノ前、字東谷地、字坂下、字蛭ヶ窪、字三日町、字三日町上、字本郷高田町、字西谷地、字中道下、字真々川、字石田、字蛇ノ宮、字甲ノ宮、字堂ノ前、字北原、字黒沢、字松原際、字瀬戸屋前、字清水川、字石切畑、字北浦、字本郷上、字本郷、字瀬戸町、字車川原、字築場上、字向川原、字仲塚、字惣印、字大川端、字堰向、字六日町、字的場、字三日町道上、字家東、字御用地跡、字本郷入口道上、字本郷入口中道上、字上町、字船場、字本郷村東、字村上、字大八郷、字山南、字碑田、字橋本、字穴田、字丸山、字西沖
新鶴駐在所	大沼郡会津美里町鶴野辺	大沼郡会津美里町のうち新屋敷、和田目、立石田、小沢、沼田、佐賀瀬川、上平、米田、境野、鶴野辺
尾岐駐在所	大沼郡会津美里町吉田	大沼郡会津美里町のうち旭杉原、旭三寄、旭縮端、旭無量、旭寺入、旭市川、尾岐窪、吉田、西本、西尾、大室、宮川、松坂、東尾岐

別表第2喜多方警察署の部山都駐在所の項中「喜多方市山都町字西原」を「喜多方市山都町字松ノ前」に改め、同表会津美里警察署の部を削り、同表富岡警察署の部を次のように改める。

双葉警察署  
広野駐在所 双葉郡広野町 双葉郡広野町

梅葉駐在所	双葉郡梅葉町	双葉郡梅葉町
夜の森駐在所	双葉郡富岡町	双葉郡富岡町のうち大字小良ヶ浜(字市の沢に限る。)、大字上手岡、大字大菅、大字本岡(字清水前に限る。)、字夜の森北一丁目、字夜の森北二丁目、字夜の森北三丁目、字夜の森南一丁目、字夜の森南二丁目、字夜の森南三丁目、字夜の森南四丁目、字夜の森南五丁目、桜一丁目、桜二丁目
川内駐在所	双葉郡川内村	双葉郡川内村
大熊駐在所	双葉郡大熊町	双葉郡大熊町
双葉駐在所	双葉郡双葉町	双葉郡双葉町
請戸駐在所	双葉郡浪江町 大字請戸	双葉郡浪江町のうち大字幾世橋、大字北幾世橋、大字柵楯、大字請戸、大字中浜、大字両竹
大堀駐在所	双葉郡浪江町 大字大堀	双葉郡浪江町のうち大字酒井、大字谷津田、大字井出、大字小丸、大字大堀、大字末森、大字田尻、大字小野田
室原駐在所	双葉郡浪江町 大字室原	双葉郡浪江町のうち大字加倉、大字菊宿、大字西台、大字藤橋、大字酒田、大字室原、大字立野
津島駐在所	双葉郡浪江町 大字下津島	双葉郡浪江町のうち大字津島、大字羽附、大字南津島、大字川房、大字昼曽根、大字下津島、大字赤宇木
葛尾駐在所	双葉郡葛尾村	双葉郡葛尾村

別表第2浪江警察署の部を削る。  
別表第3福島北警察署の項を削り、同表桑折警察署の項を次のように改める。

福島警察署 伊達郡川俣町のうち山木屋駐在所の所管区を除く全域

別表第3伊達警察署の項の前に次のように加える。

福島北警察署 伊達郡桑折町のうち伊達崎駐在所の所管区を除く全域

別表第3川俣警察署の項を削り、同表本宮警察署の項中

本宮警察署

を

郡山北警察署

に改め、同表三春警察署の項及び小野警察署の項を次のように改める。

田村警察署 田村郡三春町のうち栗田駐在所、中郷駐在所及び中妻駐在所の所管区を除く全域並びに田村郡小野町のうち夏井駐在所及び飯豊駐在所の所管区を除く全域

会津若松警察署 大沼郡会津美里町のうち会津本郷駐在所、新鶴駐在所及び尾岐駐在所の所管区を除く全域

別表第3会津美里警察署の項を削り、同表南会津警察署の項の次に次のように加える。

いわき中央警察署 いわき市のうち常磐湯本町、常磐関船町、常磐水野谷町、常磐藤原町、常磐白鳥町、常磐西郷町、常磐長孫町、常磐岩ヶ岡町、常磐馬玉町、常磐下船尾町、常磐下湯長谷町、常磐上湯長谷町、常磐三沢町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、常磐松が台、草木台一丁目、草木台二丁目、草木台三丁目、草木台四丁目、草木台五丁目

別表第3富岡警察署の項を次のように改める。

双葉警察署 双葉郡富岡町のうち夜の森駐在所の所管区を除く全域並びに双葉郡浪江町のうち戸駐在所、大畑駐在所、室原駐在所及び津島駐在所の所管区を除く全域

別表第3浪江警察署の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の4の改正規定並びに別表第1郡山警察署の部の改正規定、同表須賀川警察署の部駅前交番の項の改正規定（「守谷館」を「守谷館」に改める部分に限る。）及び同部西袋交番の項の改正規定（「森宿」の次に「吉美根」を加える部分に限る。）並びに別表第2喜多方警察署の部の改正規定 公布の日
- (2) 第30条及び第31条の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定 平成22年3月25日
- (3) 別表第1福島北警察署の部の改正規定、同表須賀川警察署の部駅前交番の項の改正規定（「守谷館」を「守谷館」に改める部分を除く。）及び同部西袋交番の項の改正規定（「森宿」の次に「吉美根」を加える部分を除く。）並びに別表第3福島北警察署の項を削る改正規定 平成22年3月29日

（警 務 課）

### 福島県警察本部公告第15号

福島県警察本部公告第15号  
コンピュータウイルス対策ソフトウェアライセンスの取得について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年3月5日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 入札に付する事項
    - (1) 件名及び数量 コンピュータウイルス対策ソフトウェアライセンスの取得 一式
    - (2) ライセンスの仕様等 仕様書による。
    - (3) ライセンスの契約期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
    - (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課（福島県福島市杉妻町2番16号）
  - 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
    - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月18日（木）午後5時ま



式) 一

卒程度) 採用候補者試験の項中

「教養試験(多  
枝選択式) 事務適性試験

を「教養試験(多  
枝選択式)」に、

適性検査

身体検査(持参方式) を「適性検査」に改め、同表備考中第九号を削り、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三福島県職員(資格免許職) 採用候補者試験の項受験資格の欄第二号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

福島県人事委員会告示第一号

選考により採用する職員の職を定める件(昭和五十七年福島県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

第一号中「診療放射線技師」を「診療放射線技師 臨床検査技師」に改め、第二号中「通訳員 タイピスト」を「通訳員」に改める。

(採用給与課)

福島県人事委員会告示第二号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件(平成十八年福島県人事委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。

平成二十二年三月五日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

一の表中「適性検査及び身体検査(持参方式)」を「適性検査」に改め、「事務適性試験」を削る。

(採用給与課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年五月十一日付け定例第千八百七十四号中

三六三	下	一	五種	第五種
-----	---	---	----	-----